

○玄海町法定外公共物維持補修事業補助金交付要綱

令和 3 年 3 月 2 2 日

要綱第 1 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、玄海町内の法定外公共物の維持保全のため、各区が行う法定外公共物の維持補修事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「令」という。）、玄海町補助金等交付規則（令和 5 年玄海町規則第 2 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、「法定外公共物」とは、道路法、河川法及び下水道法の適用及び準用を受けない道路、河川及び水路のうち、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 6 9 号）第 2 条第 1 項に規定する農業用施設を除くものをいう。

(補助対象事業及び補助率)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、区が行う法定外公共物の維持補修工事とする。

2 補助対象経費は、前項の維持補修工事費（工事雑費、測量費、用地費、物件補償費等を除く。）とする。

3 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じた額とし、その額に、1 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、1 0 0 万円を限度とする。

4 補助金の交付を受けようとする者は、自己又は組織の構成員等が次のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする区の区長は、町長に対し誓約書（様式第1号）を添付して法定外公共物維持補修事業交付申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により区長に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合や、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- 2 前項第2号の規定により、町長に変更、中止又は廃止の承認を受けようとする場合は、法定外公共物維持補修事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し

なければならない。

(実績報告)

第7条 規則第9条に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第8条 規則第10条の規定により額の確定の通知を受けた区長は、補助金の交付を受けようとするときは、法定外公共物維持補修事業補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(概算払等)

第9条 町長は、特に必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払とすることができる。

- 2 概算払を受けようとする区長は、法定外公共物維持補修事業補助金交付請求書(様式第6号)とともに町長が定める書類を提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 区長は、補助事業により補修した法定外公共物を町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。